【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百四十六条　削除

（改正前）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】

（改正後）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

（改正前）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】

（改正後）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条第一項の規定の適用については、同項第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同項第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条第一項の規定の適用については、同項第一号中「前条第一項」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条第一項」と、同項第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

（改正前）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条の規定の適用については、同条第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同条第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条」と、同条第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】

（改正後）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条の規定の適用については、同条第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同条第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条」と、同条第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

（改正前）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条の規定の適用については、同条第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同条第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条」と、同条第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百四十六条　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の変更の登記に対する商業登記法第九十条の規定の適用については、同条第二号中「消滅会社の株主総会」とあるのは「消滅した会員証券取引所の総会」と、同条第四号中「第六十七条第三号に掲げる書面」とあるのは「消滅した会員証券取引所（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記簿の謄本」とする。

②　第百三十六条第二項第二号の場合における合併による株式会社証券取引所の設立の登記に対する商業登記法第九十一条の規定の適用については、同条第一号中「前条」とあるのは「証券取引法第百四十六条第一項により読み替えて適用される商業登記法第九十条」と、同条第三号中「商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とあるのは「証券取引法第百四十五条により読み替えて適用される商法第四百十三条ノ二第二項前段に規定する額」とする。

（改正前）

（新設）